

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの（小児精神病患者）

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	東京都
4. 届出番号	15
5. 独自利用事務の事例番号	109-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの（小児精神病患者）
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	145	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 別表第1 第7の項 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの（小児精神病患者） 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの（小児精神病患者）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第1条	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この規則は、難病等、（小児精神病）、B型ウイルス肝炎若しくはC型ウイルス肝炎又はB型肝炎ウイルス若しくはC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変に（り患した者）に対して、医療費等を助成することにより、その医療の確立と普及とを図り、併せて（患者の医療費等の負担軽減を図る）ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第5条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第5条第1項の規定による支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号イ	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第5条第1項第4号、別記第八号様式
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第10条

②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第十条の規定による申請の受理、当該申請に係る審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号イ	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第10条、別記第八号様式
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項3号	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第13条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更にに関する事務	規則第十三条の規定による支給認定の変更にに関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項3号イ	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第13条、第三十号様式
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年11月28日
-----	-------------

独自利用事務の対象者	小児精神病患者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年10月15日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	